

KODOMO SHELTER OKINAWA

子どもシェルターおきなわ NEWS LETTER vol. 3



2018.06.22 発行

the best interests of the child.
子どもが、子どもとして生きることのできる場所

ご挨拶

10代後半の子どもを支える社会の受け皿を

NPO 法人子どもシェルターおきなわ理事長 横江 崇

一昨年4月に開所した子どもシェルター「月桃」が、開所3年目を迎えました。

この2年間の活動を通して最も強く感じることは、困難を抱えた10代後半の子どもたちを支える場や制度が足りないのでは、ということです。子どもシェルターは、苦しい思いをしている子どもを保護することを第一の目的としているところ、中長期的に子どもを受け入れることができず、子どもシェルターだけで居場所のない子どもへの支援を完結できないことが少なくありません。子どもシェルター退所後を含めて自立を支えることが重要なですが、家庭復帰や一人暮らしが困難な子どもを中長期的に受け入れて自立を支える居場所が非常に限られており、退所先が見つかりにくいという現実があります。

もともと、保護者のもとで養育されるのが適当でない子どもについては、児童福祉法上、一時保護や施設入所等の制度や、児童養護施設や自立援助ホーム等の施設の規定があります。そして、近年、施設等の入所対象年齢が延長されるなど、自立支援を拡充するための法改正がなされたり、退所児童等アフターケア事業等の自立援助のための新たな国事業が創設されています。このように、虐待等を受けて困難を抱えている子どもたちの自立支援について、制度や事業の拡充が進んでいます。

しかしながら、現実には、沖縄県においては、これら制度や事業が十分に浸透しておらず、想定されている制度や事業と現実との間にギャップがあります。また、上記のような制度や事業をもってしても、困難を抱えている子どもたちのために十分な居場所を提供することができません。まだまだ困難を抱えた10代後半の子どもたちを支える場や制度、「社会の受け皿」は圧倒的に足りないのであり、就労や居住の支援など、大人一人ひとりの力を結集し、社会全体で子どもの自立を支える受け皿を整えていかなければなりません。

私たちは、今後も皆様のご支援、ご協力をいただきながら、子どもたちのために活動に取り組んでいきたいと思います。ご協力をよろしくお願ひします。



「月桃」活動報告

末松 実紗（理事）

子どもシェルター「月桃」（サンニン）の平成29年度の活動報告をさせていただきます。

平成29年度は、10歳から~22歳まで、のべ17人（実人数14人）の女の子たちを受け入れました。入所の経緯は、市町村や支援者の方からなど、児童相談所以外からの入所が増えました。シェルターの存在が、みなさまに少し広まった結果ではないかと思います。「従来の制度のはざまにある子ども達に支援を」という子どもシェルターの意義が發揮されたように感じて、嬉しく思っています。

入所理由は、虐待があつて家出した子、親子関係が悪くて家出した子など、やはり家族との関係で問題を抱え、家庭にいるのが苦しくて家出をしてしまった子ども達の受入れが多くありました。「虐待」といっても目に見える暴力のケースは少なく、ネグレクトや精神的虐待が多いです。親から強い束縛、拘束を受けていて子どもが苦しんでいるというケースや、親の問題が大きくななくても子どもが強く逃げ出したいと思っているケースなど、児童相談所が子どもを保護しにくいケースもあります。私たちは、子どものSOSを汲み取り、子どもの意思や意見を尊重して受入れを行っています。

シェルターに来る女の子たちは、発達障害や知的障害などの特性を抱えた子も多く、そういう特性



シェルター「月桃」、ある日の昼食のテーブル

が虐待の背景になっているとみられるケースもありました。また、虐待の結果、精神面での病気を抱えてしまった子も多くいました。しかし、そういう子も、シェルターで安心した生活を送ることで、薬がいらなくなるなど、症状に改善が見られるようになりました。シェルターは、心に傷を負った子の心の回復の場でもあります。

シェルターを出る際の退所先については、シンポジウムでも取り上げましたが、なかなか退所先が決まらない子も多く、大きな課題となっています。シェルターに入所した子にはそれぞれに子ども担当弁護士（コタン）が付きますが、コタンは、関係機関と連携して、アパート等を探したり、仕事を探したり、退所後の居場所探しに奔走しています。

自宅に帰せる子も一定数いますが、それは、コタン等による保護者との関係調整がうまくいったケースです。親子関係に改善のきざしがみられるような場面に立ち会うとき、本当によかったです、とやりがいを感じています。

最後に。今まで何とかシェルターを運営することができたのは、やはり会員の皆様をはじめ、寄付をいただいた皆様、ボランティアの皆様等、当法人の活動を温かく支えて下さる方々のお力添えがあったからこそです。本当にありがとうございます。

現在、「月桃」では、ヨガ、カラーセラピーなど、子ども達の余暇に何かプログラムをしてくださる講師の方を随時募集しています！お心あたりがあれば、ぜひご連絡下さい。

私たちは、これからも、1人でも多くの子ども達と出会い、子ども達に寄り添いながら、一緒に悩み、考え、子ども達の笑顔を目指して、活動を続けてまいりたいと考えています。今後とも子どもシェルター「月桃」を温かくお見守りいただけますと幸いです。



シェルター「月桃」の庭に咲く月桃の花

Mさんとの出会い

2016年4月某日、開所初のシェルター入居者16歳の女子を受け入れた。

家庭（父子家庭）の諸事情により家出→関係機関保護→入居となるが若年齢就労の経験もあり、それなりに経済観念、社会性等も身に付き一見、しっかりしているような女子。

安心、安全な生活の場所が確保され、日々、シェルターでの生活に慣れてくると、幼い頃に両親の離婚により当時は祖母宅で暮らしていたこと、祖母の作る食事が美味しかったこと、母親（離婚以前）に可愛がられていたことなどをあどけない少女の眼差しで、徐々にスタッフに話し始める。「○○さんの作ったご飯はオバーチャンの味がする」「イナムドチが食べたい」等、懐かしい祖母の料理のメニューを作つて甘えて来るようになった。

「大人の階段をゆっくりのぼっていいんだよ」と背中に向かって声かけた。

複雑な家庭環境の中、16年の歳月の間に女子には人には言い知れぬ事情や困難があり、理解しがたい苦しみを背負わされてきた。カラダの中から噴き出てくる訳のわからない何かに慄き、過去へのフラッシュバックで不安に陥ったりする場合もあった。

女子自身も自分の特異性を認知していたので、対応方法について専門医のアドバイスを受けスタッフ全員で優しく見守りながら対応すると大事には至らなかった。

入居期間中、女子が県外に居る母親に手紙を送ると母親から直ぐに返事が届いた。

手紙の内容に満足したのか、満面に笑みを浮かべ「○○さん、お母さんからの手紙見る？」と言いスタッフに母親からの手紙を見せる。

文面には、幼い頃別れた愛娘に対する母親の想い

子どもシェルター月桃スタッフ

が幾重にも綴られていて愛情がぎっしり詰まっている様子が伺えた。

母親との対面の日程が決まると「長年会ってないけど、お母さん、自分の顔おぼえているかな？」不安顔であったが、無事母親との対面も叶い、母親と一緒に住みたいという女子の意向を汲み、担当理事、コタン、児相CW、スタッフ等の綿密な情報交換、調整、連携のおかげで入所から3ヶ月後には帰る場所（県外の母親の元）へ飛び立った。

今は働きながら通信制高校で勉学に励んでいるという風の頼りを聞き嬉しく思う。



入居者Mさんの作品

コタンという貴重な体験

2017年10月初旬のとある平日、シェルターの担当理事であるM先生から一本の電話が。「林先生、コタンをやってくれませんか。」との打診でした。コタン=シェルターの子ども担当弁護士、という言葉を知っているだけで、それまで全くやったことのない仕事をしたから、少し不安でしたが、これも何か

林千賀子（子ども担当弁護士）

の縁とお引き受けしました。

その日のうちにシェルターに赴き、担当する彼女（当時高校3年生）と対面しました。やせ細った身体、深刻な表情。話せるかなと心配でしたが、最初が肝心と、色々と質問もさせてもらったところ、時々声を詰まらせながらも、自分が自宅を出た経緯、現在

の心境、今後の希望について、真剣に自分の言葉で話してくれました。不眠に悩まされ、自殺念慮まで生じ、学校にも通えなくなっていた彼女の、「絶対自宅には帰らない」という決意は固いものでした。

担当理事、コタンの私、シェルターのホーム長で、彼女がシェルターを出た後自立できる方法を真剣に模索し、他の施設に問い合わせたり、利用できる制度がないか調べてみたりしました。それと同時に、彼女自身の問題として、自宅に戻らず自立することが客観的に可能なのか、現段階においてそれが本人の人生にとって本当にプラスになるのかについて、冷静に見極めることにしました。

また、コタンとして、出来るだけ彼女の親御さんと意思疎通を行うことを心がけました。学校の教頭先生とも、折に触れ連絡を取り合い、彼女が少しでもスムーズに学校に戻れるよう、様々な協力をお願いしました。

シェルターでの毎日の生活の中で、ゆっくりと彼女の心と身体が回復していくのがわかりました。スタッフさんの作ってくれる食事、スタッフさんとのコミュニケーション、時には厳しい注意、そうした日々の全てのものが、彼女に、自分自身の現実の姿を見つめる勇気を与えていたように思います。

何回か行われたケースミーティング等の中で、私たちは、彼女がその時点で希望していた退所後の生活（＝家族から離れて自立すること）は、今の彼女には客観的には難しい、自立を急ぐことは結果的に彼女の希望する人生の目標を叶えることを難しくする、という意見で一致してきました。

しかし、自宅に戻ることを頑なに拒否している中で無理矢理帰らせるることは出来ないし、またご家族も、多分に彼女の気持ちや考えを知らない・理解できていない状況でした。そのため、彼女とご家族の間で、まずは手紙の交換を行って貰い、それから、担当理事やコタンの立ち会いの下、直接の話し合いを何回か行って貰いました。お互いの率直な気持ちや考えを吐露することは、彼女を含めご家族全員にとって決して楽なことではなかったと思いますが、真摯な



入居者 M さんの作品

やり取りが出来たことにより、双方の気持ちがほぐれていったのは、コタンとしても非常に嬉しかったです。

その頃には、彼女も、今の自分には自立はまだ早いということを理解するようになっていました。この理解には、日々直接彼女と接するスタッフさん達の多大な努力があったればこそだったと思います。ホーム長、担当理事、コタンの私から、彼女に、今は自宅に戻るべきではないかと率直に伝えました。彼女は、シェルターにやって来た頃には考えられなかっただ明るい顔で、「自分もそう思う」と話してくれました。

退所の日、シェルターで和やかに送別会が催されました。彼女は、私たち一人一人に、自筆の丁寧な手紙を渡してくれました。

退所後、彼女は、家族とコミュニケーションを持ち、学校にも元気に通えるようになったとのことでした。一時保護施設であるシェルターは、必ず退所しなければならない場所です。限られた時間の中で、本人の希望に最大限耳を傾けながらも、現実的選択を模索せねばならない難しさを実感しました。同時に、今回のケースでは、シェルターでの生活や家族との対話によって、本人が精神的に成長し、本人自身が、どの選択が今の自分にとって最良かということに気付いていくプロセスを見せて貰うことが出来ました。一連の経過はコタンの私にとっても非常に貴重な体験であり、勉強になりました。なお、担当理事のM先生には、陰に日向にご協力を頂き、大変ありがとうございました。

彼女との付き合いは、振り返ればたった2か月ほどの短いものでしたが、とても濃い2か月でした。これから彼女の長い人生において、様々な試練があるかと思いますが、シェルターでの日々、彼女に何人の大人が真剣に関わった日々が、試練を乗り越える力になればと願ってやみません。



送別会の様子。入居者、コタン、理事、職員が集う。

子どもシェルター全国ネットワーク会議の報告

松本 啓太 (N P O 法人子どもシェルターおきなわ副理事長)

1 平成29年11月4日(土)、5日(日)の2日間にわたり、沖縄県総合福祉センターにおいて、「子どもシェルター全国ネットワーク会議 in 沖縄」が開催されました。

全国から子どもシェルターの運営に携わる弁護士、スタッフ等が約100名集まり、大変有意義な会議でした。

子どもシェルター全国ネットワーク会議は、全国各地で子どもシェルターを設置運営する団体及びこれから設置しようとしている団体の経験交流、研修、連携協力、設立支援等を行うための組織で、子どもシェルター全国ネットワーク会議を組織し、年に1度全国ネットワーク会議を開催しています。

会議では、子どもシェルターの開設、運営には様々な課題について意見交換、居場所がない子どもたちを救うための組織運営、スタッフや子どもを担当する弁護士らのスキルアップのための講演会や意見交換を行っています。

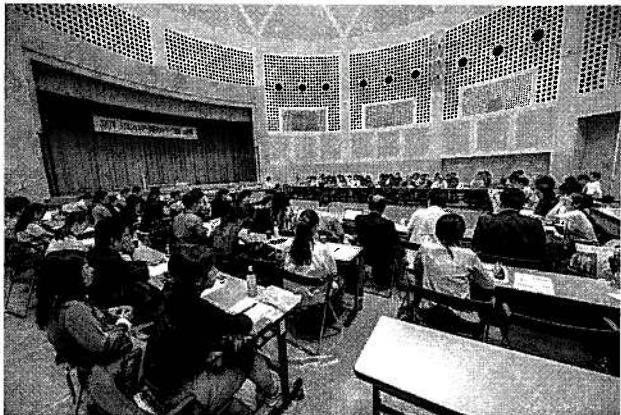
2 会議の主な内容は以下のとおりです。

(1) 1日目

ア 開会あいさつ

冒頭、沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課課長友利公子様より来賓あいさつをいただきました。子どもシェルターは、児童自立生活援助事業を行う者として沖縄県への届出を行い、沖縄県から同事業の措置費の支給を受けて事業を行っています。事業運営において、沖縄県の支援や協力が不可欠であるところ、沖縄県の担当課課長に、休日にもかかわらず来場していただいたことは、大変ありがたいことでした。

イ 総会



全国ネットワーク会場の様子

子どもシェルター全国ネットワーク会議2017年度通常総会が開催され、2016年度事業報告及び決算報告、2017年度事業計画及び予算案、代表及び副代表選任がなされました。

事業計画として、準備中シェルターへの支援、休止中シェルター再開支援に加え、シェルター未設置県でのニーズの調査、開設への働きかけが加えられ、日弁連子どもの権利委員会の協力を得て未設置県のニーズのアンケート調査、開設意欲を持つメンバーの掘り起こしと連携、開設へ向けての活動支援（学習会への講師派遣、シェルター見学招聘など）を行うことが盛り込まれました。

ウ 分科会

運営分科会、子ども担当弁護士分科会、スタッフ分科会に分かれ、分科会を行いました。

運営分科会においては、シェルターの理念及びその共有や承継、新たな取組み（電話相談、自立援助ホームの開設等他事業の取組み）や方向性、予算・財源の確保の確保（財政基盤の確立）、スタッフの確保・勤務体制・研修等、子ども担当弁護士（コタン）の確保・報酬・育成等、子どもの受け入れ等、児童相談所その他関係機関との連携、入所ルート・退所先の確保、シェルターの周知広報（関係機関、子ども等）等について、事前にアンケートに基づき、情報交換を行いました。

子ども担当弁護士分科会においては、コタン就任の経緯、コタンとしての業務内容及び関連事件、子どもとの信頼関係構築方法、子どもとの面会、コタンとして悩んだこと、コタン終了後の子どもとの関わり方、コタン研修、弁護士以外の専門家との関わりなどについて経験交流がなされました。

スタッフ分科会においては、琉球大学の本村真教授（社会福祉学）に、子どもの問題行動の裏にある「トラウマ記憶」について講義を行っていただくと共に、スタッフの悩みや課題を共有し、話し合いました。

(2) 2日目

ア 全体交流会

まず、前日の分科会参加者から、分科会の報告がありました。

続いて、今後の厚生労働省への働きかけについて

議論を行いました。子どもシェルターは、職員の人物費等について行政から措置費の支給を受けて運営を行っているところ、現在の支給額では十分な人物費を確保できないため、職員の配置基準を増員して人物費分の措置費を増額するための要綱改正を厚生労働省に働きかけるべきという意見がある一方、そもそも職員を確保することが困難であることから職員の配置基準を増員すべきでないという意見も出ました。

その後、シェルターの新設を予定している団体からの質問、既存団体からの回答、アドバイスがなされました。

最後に、全国ネットワーク会議に助成金を支給していただいている、今回の会議にオブザーバーで参加していただいているキリン福祉財団様から、助成金獲得のためのノウハウをご教示いただきました。シェルター運営において助成金の獲得は非常に重要なところ、大変貴重なアドバイスをいただきました。

イ 子どもシェルター「月桃（サンニン）」見学会

見学を希望された方について、グループ分けを行ってシェルターを見学していただきました。見学された皆さんに、沖縄のシェルターの雰囲気を高く評価していただきました。

3 最後に

子どもシェルターの運営には、まだまだ乗り越えなければならない課題がたくさんありますが、皆様のご支援、ご協力をいただきながら、子どもたちを救うために精一杯頑張っていきたいと思います。

また、沖縄における子どもシェルター設置に至るまでのノウハウを、全国各地での設置に向けて活かしていきたいです。

今後とも多くの皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いします。

開設2周年シンポジウムについて

小淵 真史（理事）

2018年4月21日、那覇市職員厚生会厚生会館において、子どもシェルターおきなわの開設2周年記念シンポジウムが行われましたので、ご報告いたします。

始めに、沖縄県中央児童相談所所長の前川英伸さんから開会のご挨拶をしていただき、次に、シェルター開所後2年間の利用実績の報告、理事長が担当したケースについての事案報告、シェルター（月桃）の元利用者のビデオインタビューが放映されました。

次に、後野哲彦さん（コザ児童相談所）、新垣和彦さん（島添の丘）、宮里秀勝さん（ノアーズ・ガーデン）及び稻垣暁さん（子どもの居場所 kukulu）の4名をお迎えし、パネルディスカッションが行われました。

「10代後半の子どもを支える社会の受け皿と自立支援を考える」というテーマに沿って、パネリストの皆さんから、虐待の背景・要因、虐待の件数、一時保護の状況、児童養護施設への入所の経緯、自立支援計画、相談員や指導員に関すること、養護施設退所後のケアについては予算や労力の関係で十分とはいえないこと、自立援助ホームでは基本的には仕事をしながら自立を目指しお金をためてアパートを借りることが多いこと、退所後のケアは職員が個人的に行っていること、kukuluでは高校生の女子を

対象に自立支援のためのシェアハウスを開設すること、このシェアハウスでは職場実習などの就労支援を行う予定であることなどが報告・紹介され、最後に、困難を抱えた10代後半の子どもを支える社会の受け皿が不足している、民間を活用することにより社会の受け皿を作ることは重要だが運営資金をどうするか問題である、子どもの貧困率と若年者の非正規雇用率に相関関係が認められる、アフターケアの事業化が必要といった考えが示されました。

今回、開設2周年ということでシンポジウムを開催させていただきました。当日は、予想よりもはるかに多くの皆様にご参加いただきました。この場を



居間置いてにあるピアノを弾いている入居者

借りて御礼申し上げます。

このように、子どもシェルターの開設から2年間滞りなく運営を行うことができ、また、この間のべ29人の子どもたちを受け入れることができたの

は、シェルターの活動・運営に様々な形でご協力ご支援をいただいている皆様のおかげです。

今後とも、子どもシェルターおきなわへのご協力、ご支援をよろしくお願ひいたします。

「子どもシェルターおきなわ」とは

虐待、非行、貧困その他の理由により居場所を失った子どもに安心して暮らせる場所を提供し、子どもに寄り添いながら子どもを支援することにより、子どもたちの成長発達の権利を擁護することを目的としています。

●こんな子どもの居場所です●

おむね15歳から20歳までの
女の子を対象としています。



その他、さまざまな原因で居場所が無くなってしまった。

●どなんとこ…? ●

居場所のない子どものための緊急避難場所です。子どもシェルターの場所は非公開です。安全の確保された場所で、スタッフやボランティアと一緒にふつうの生活を送ります。次の生活場所が確保できるまでゆっくりと過ごしてもらいます。子ども一人ひとりに担当の弁護士がつき、子どもが抱えている問題に対応します。医療、心理、福祉、教育、就労などさまざまな関係機関と連携し、子どもたちが自立に向けて進み出す手助けをします。

● Q&A ●

Q シェルターの生活は?

A まずはゆっくり休んで下さい。それぞれの居室や共有スペースで過ごしたり、スタッフ、ボランティア、他の子どもと話したり、食事をしたり、テレビを見たりして過ごします。希望に応じて、学習、スポーツ、レクリエーションなど余暇を過ごしてもらいます。

● 利用の流れ ●

① お電話ください

子ども本人でも、まわりの大人でもOK

098-836-6363 (平日9時~16時)

② 入居まで……

一人ひとりに弁護士がつきます

面談により詳しい事情をうかがいます。子どもには子ども担当弁護士がつきます(無料)。

③ シェルターでの生活

生活費の心配はいりません

安全な場所でスタッフ、ボランティアとゆっくり暮らします。たくさんの大人が子どもを支えます。入居期間の目安は、2週間~2か月程度です。

④ つぎの場所へ

自分の場所を見つけよう!

スタッフと共に次の居場所を探します。
(家庭復帰、他の施設、住み込み就職等)

Q : シェルターに入るのに費用は必要?

A : いいえ。一切の費用負担はありません。生活費用、弁護士や専門家の支援を無料で受けることができます。

Q : シェルターに規則はありますか?

A : シェルターは、家庭などから避難してくる子どもを守るところなので、「子どもシェルター」の場所は非公開です。携帯や通信機器の使用、外出には制限があります。

会員・寄付・助成のご報告・・・ありがとうございます。

◎ 正会員（敬称略 順不同）

宮城健吾、伊佐香菜子、豊田航輔、崎原尚美
中村昌樹、国吉聰志、サンキューライフ株式会社
本村真、有限会社島酒家

◎ 賛助会員（敬称略 順不同）

大宜見義夫、I J U株式会社

◎ 助成・寄付（団体のみ 敬称略 順不同）

合同会社 J A I L H O U S E

一般社団法人 daimon

沖縄設計サービス株式会社

那覇市医師会那覇看護専門学校

沖縄県立小禄高校

オリオンビール株式会社

コストコホールセールジャパン株式会社

社会福祉法人沖縄県共同募金会

株式会社M U G E N(平仲ボクシングスクールジム)

株式会社日建ハウジング

掲載させていただいた方以外にも、掲載を希望されない方や掲載の可否が不明な方から、多大なご寄付、寄贈をいただきしております。誠にありがとうございました。



シェルター月桃の庭には、ボランティア、職員が育てた菜園があり、いまは花々が咲き乱れています。

支援のお願い

子どもシェルターにおける子どもたちの生活や運営のための経費は、公的援助だけでなく、皆様のご支援で支えられています。ぜひとも「支援の輪」につながっていただき、私たちの活動を支えてください。

①会員になる（年会費）

正会員 個人	5,000 円
団体	10,000 円
賛助会員 個人	2,000 円（1 口）
団体	10,000 円（1 口）

②寄付をする

口座名義人「N P O 法人子どもシェルターおきなわ」

沖縄銀行 二中前出張所 普通 口座番号 1442426

琉球銀行 横川支店 普通 口座番号 344192

沖縄海邦銀行 松尾支店 普通 口座番号 0890107



NPO 法人
子どもシェルターおきなわ
TEL. 098-836-6363
(平日 9 時～18 時)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 2 丁目 10 番 3 号
泉崎つねビル 303 号 美ら島法律事務所内
Tel. 098-836-6363
Fax. 098-836-6364
Mail : kodomo@shelter.okinawa

理事長 横江 崇 (弁護士)
副理事長 松本 啓太 (弁護士)
理事 加藤 彰彦 (沖縄大学名誉教授)
仲渡 尚史 (みらいファンド沖縄)
饒波 正博 (医師)
野原 雅彦 (税理士)
嘉陽 真美 (産婦人科医師)
糸数 未希 (にじのはしファンド代表)
秋吉 晴子 (しんぐるまさあず・ふぉーらむ沖縄代表)
小淵 真史 (弁護士)
天野 聖子 (弁護士)
末松 実紗 (弁護士)
横井 理人 (弁護士)
監事 畑 知成 (弁護士)